

埼玉県社会福祉事業団業務委託一般競争入札

(事前審査型) 公告

業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、埼玉県社会福祉事業団業務委託一般競争入札(事前審査型)要領(以下「要領」という。)第3条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、要領の規定によるものとする。

令和5年2月8日

社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団
理事長 黨 昭 則

記

1 業務委託概要等

(1) 入札対象業務

- ア 件 名 自家用電気工作物保安管理業務
イ 場 所 埼玉県比企郡嵐山町古里1848
ウ 期 間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
エ 概 要 自家用電気工作物に係る保安管理業務

(2) 入札手続の方法

要領の規定による。

2 入札に参加できる者の形態

単体企業であること。

3 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、要領第8条の規定により一般競争入札参加資格等確認申請書に一般競争入札参加資格等確認資料を添付し2部提出すること。

(1) 期 間

- 令和5年2月 8日(水)午前10時から
令和5年2月20日(月)午後 4時まで(必着)

(2) 提出場所

埼玉県社会福祉事業団本部事務局(埼玉県比企郡嵐山町古里1848)

4 入札執行の日時等

入札執行の日時等は次のとおりとする。ただし、変更することがある。この場合は、埼玉県社会福祉事業団ホームページ等で案内する。

(1) 入札日時

令和5年2月28日（火）午後2時30分

(2) 入札場所

埼玉県社会福祉事業団嵐山郷 3階講堂

5 入札参加資格

本業務委託の競争に参加するのに必要な資格とは、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、入札参加資格審査委員会に諮り資格があると認められた者とする。

(1) 基本的な資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県社会福祉事業団会計事務処理要領第2章第6節第2第1項の規定により事業団の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始の決定を受けている者を除く。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始の決定を受けている者を除く。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

カ 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

(2) 格付け及び登録業務に係る要件

ア 埼玉県の物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、令和3・4年度の業種区分「建築物管理」のA等級に格付けされており、大分類「点検・検査業務」、小分類「受変電・非常電源・負荷・電気保安全管理」に登録されている者であること。

イ 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間において本件と同規模程度または同規模以上の業務を1年間以上継続して誠実に履行した実績がある者であること。

6 入札参加資格の有無の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

要領に基づき入札執行前に確認し、令和5年2月21日（火）までに通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和5年2月22日（水）正午までに、書面により再確認を求めることができる。再確認の結果は、令和5年2月22日（水）の午後4時

00分までに回答する。

7 業務仕様書等

物品仕様書、その他入札金額の見積に必要な図書（以下「業務仕様書等」という。）は、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団ホームページで公表する。

8 業務仕様書等に関する質疑

業務仕様書等に関する質疑がある場合は、次のとおりファクシミリにより質疑書を提出すること。

(1) 受付期間

令和5年2月8日（水）午前10時から

令和5年2月20日（月）午後3時まで

(2) 受付場所

埼玉県社会福祉事業団本部事務局 経理担当

FAX：0493-61-0152

(3) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和5年2月22日（水）までにホームページに掲載する。

9 現場説明会

開催しない。ただし、現場見学を希望する場合は、事前に電話連絡のうえ、見学日時等を調整すること。

10 入札に関する注意事項

(1) 入札書に記載する金額

令和5年度から令和7年度までの3年度分の総額を記入すること。なお、金額は消費税を含まないものとする。（契約締結時に消費税を加算する。）

(2) 入札金額積算内訳書

要領第15条の規定による。

(3) 入札回数

ア 再度入札は2回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(4) 入札の辞退

要領第18条の規定による。

(5) その他

ア 一度提出した入札書を書換え、引換又は撤回することはできない。

イ 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

- ウ 入札に参加する者の数が1人の場合であっても執行する。
- エ 入札を公正にできないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札者の押印のない入札書による入札
- イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- ウ 金額の訂正のある入札書による入札
- エ 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- オ その他要領第22条に該当する入札

11 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の額（一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、その全部又は一部の納入を免除することができる。
 - ア 入札参加希望者が保険会社との間に埼玉県社会福祉事業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
 - イ 国（公団を含む。）又は地方公共団体等（出資法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を公示前の過去2年の間に2回以上すべて誠実に履行したのものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - ウ その他上記に準ずる場合であると認めるとき。
- (2) 入札保証金の納付方法は次のとおりとする。
 - ア 入札参加希望者は、入札保証金を入札日の前日までに埼玉県社会福祉事業団口座に振り込むものとする。振込先口座については、別途通知する。
 - イ 入札保証金の納付を証する証票を持参し、要領16条2項に規定する参加資格の確認の際に入札執行者に提示する。
- (3) 上記（1）のイに該当する場合の免除の方法は、次のとおりとする。
 - ア 提出方法
原則として保険証券を入札場所に持参する。
 - イ 提出期限
令和5年2月28日（火）入札開始前まで
- (4) 上記（1）のウに該当する場合の免除の方法は、次のとおりとする。
 - ア 国（公団を含む。）又は地方公共団体等（出資法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年の間に2回以上すべて誠実に履行したのものについて、その契約書の写し及び業務完了検査結果通知等履行を証明するものの写しを一般競争参加資格等確認申請書に添付すること。
 - イ 当事業団と締結し履行した業務委託については、履行を証明するものの写しを省略することができる。

(5) 入札保証金は、入札の終了後に還付する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、落札者に係る当該入札保証金は還付しない。

12 支払い方法

確認検査終了後、半年ごとに精算

13 この公告に関する問い合わせ先

埼玉県社会福祉事業団本部事務局 経理担当

電話番号：0493-62-9191・FAX番号：0493-61-0152

14 その他

(1) 本件入札については、埼玉県社会福祉事業団ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

埼玉県社会福祉事業団ホームページ <https://sswc-gr.jp>